

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く。))

次のとおり技術提案書の提出の手続を開始します。

令和 8 年 6 月 1 日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細 川 隆 夫

1 業務概要

- (1) 品目分類番号 42
- (2) 業 務 名 浜松拘置支所実施設計業務
- (3) 業務場所 法務省大臣官房施設課
- (4) 業務内容 本業務は、静岡県浜松市中央区鴨江 3-33-1 の庁舎・収容棟 (RC 造 3 階建、延べ面積約 3,501 m²) を新営及び保護室棟 (RC 造 1 階建、延べ面積約 64 m²) を模様替えする実施設計業務を行うものである。
- (5) 履行期限 令和 10 年 3 月 24 日
- (6) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。

2 技術提案書の提出に必要な資格要件

- (1) 予算決算及び会計令 (昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。) 第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 法務省における令和 7・8 年度一般競争 (指名競争) 参加資格 (業種区分が建築関係建設コンサルタント業務であるもの。) の認定を受けていること (会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争 (指名競争) 参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 法務省大臣官房施設課長から測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務（以下「建築関係建設コンサルタント業務等」という。）に関し、指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不相当であると認めていないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (7) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (8) 管理技術者（注1）及び主たる業務分野（注2）の主任担当技術者（注3）は、参加表明書提出者の組織に所属していること（参加表明書の提出日以前に参加表明書提出者と3か月以上の雇用関係にあること。）。

なお、本業務の主たる業務分野は、建築とする。

注1 「管理技術者」は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理及び統括等を行う者をいう。

注2 「業務分野」の分類は下表による。

なお、参加者においてこれ以外の分野を追加することは差し支えない。

ただし、この場合における当該分野の技術者の評価は行わないが、当該分野の主任担当技術者については「記載を求める主任担当技術者」の要件を満たしていなければならない。また、下表の業務分野を分割又は統合して、新たな分野として再設定してはならない。

業務分野	業 務 内 容
建 築	令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項において示される「設計の種類」における「総合」
構 造	同上「構造」
電気設備	同上「設備」のうち、「電気設備」及び「昇降機等」
機械設備	同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」及び「空調換気設備」

注3 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における担当技術者を統括する者をいう。

- (9) 管理技術者は一級建築士であること。
- (10) 管理技術者及び各主任担当技術者は、それぞれ1名であること。
- (11) 管理技術者は、各業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。また、主任担当技術者についても、他の業務分野の主任担当技術者を兼任しないこと。
- (12) 管理技術者の手持ち業務は、参加表明書の提出期間の最終日現在で、本業務の履行期間中に携わっている設計業務（特定後のもの及び落札後未契約のもの（※）を含む）。

ただし、設計意図伝達業務及び工事監理業務は含まない。)が、2件以内であること。

※ 「特定後のもの及び落札後未契約のもの」とは、本業務以外の業務で配置予定技術者として特定された未契約業務をいう。以下同じ。

(13) 管理技術者及び主たる業務分野（建築）の主任担当技術者は、平成28年度以降の同種又は類似業務に携わった経験があること。

(14) 主たる業務分野（担当技術者及び積算に関する業務を除く。）については、他の企業の協力又は学識経験者の援助を受けないこと。

(15) 参加表明書の提出者又は協力事務所（提出者が当該業務について他の企業の協力又は学識経験者の援助を受ける場合の当該企業又は学識経験をいう、以下同じ。）が、他の参加表明書の提出者の協力事務所となっていないこと。

ただし、積算に関する業務を除く。

(16) 再委託先である協力事務所が法務省大臣官房施設課長から建築関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(17) 参加表明書及び技術提案書を提出しようとする者は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（過去5年間）に契約履行が完了した法務省発注の設計業務の実績がある場合は、業務成績のすべてが60点以上であること。

(18) 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（過去5年間）に契約履行が完了した法務省発注の設計業務の実績がある場合は、業務成績のすべてが60点以上であること。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準項目

(1) 配置予定技術者の資格

(2) 配置予定技術者の同種又は類似の業務経験

(3) 配置予定技術者の法務省発注の業務経験

(4) 配置予定技術者の手持業務の状況

(5) 協力事務所の状況

(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業（※）の認定状況

※ ワーク・ライフ・バランス等推進企業（以下「WLB等推進企業」という。）とは、次のいずれかの認定又は確認を受けている事業主とする。

- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条に基づく認定（えるぼし・プラチナえるぼし認定）
- ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定）
- ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条に基づく認定（ユースエール認定）

- ・ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱（平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定）第6条に基づく内閣府男女共同参画局長による確認

4 技術提案書を採用するための評価基準項目

- (1) 技術職員の経験及び能力
配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の経験、担当した法務省発注業務の経験
- (2) WLB等推進企業の認定状況
- (3) 業務実施方針及び手法
業務の理解度・取組意欲、業務の取組体制、実施方針の的確性・独創性・実現性、提案の的確性・独創性・実現性

5 手続等

- (1) 担当部局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3592-7027
電子メールアドレス：skeiri@moj.go.jp
- (2) 参加表明書提出説明書等の交付期間、交付場所及び交付方法
 - ア 交付期間 令和8年9月8日まで
 - イ 交付場所及び交付方法
 - (i) 参加表明書提出説明書等（参加表明書提出説明書別冊の設計業務委託特記仕様書等（以下「特記仕様書」という。）を除く。）は、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsujyoho_homu.html）からダウンロードできる。
 - (ii) 特記仕様書は以下のaの方法で交付するので、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書（以下「誓約書」という。法務省ホームページからダウンロードできる。）」のPDFデータを上記(1)の電子メールアドレス宛てに送付し、必ず入手すること。
なお、aの方法により特記仕様書を入手することが困難な場合は、以下のb又はcの方法により交付するので、誓約書のPDFデータを電子メールで送付する際に、メール本文に希望する方法を記載すること。
 - a クラウドストレージからのダウンロード
特記仕様書をダウンロードするためのURLを電子メールで通知するので同URLからダウンロードすること。また、特記仕様書を閲覧するためのパスワードは別途電子メールで交付するので、上記(1)の電子メールアドレス宛てに、特記仕様書をダウンロードしたこと及び閲覧用パスワードの交付を申請する旨を

電子メールで送信すること。

b 窓口での交付

上記(1)の窓口にて PDF データ (CD-R) を交付する。ただし、行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条に規定する行政機関の休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時までに限る。

また、特記仕様書を閲覧するためのパスワードは、特記仕様書の交付後、電子メールで交付する。

c 郵送による交付

郵送 (着払い) にて PDF データ (CD-R) を交付する。なお、速達での郵送を希望する場合は、誓約書の PDF データを電子メールで送付する際に電子メール本文に付記すること。

また、特記仕様書を閲覧するためのパスワードは、特記仕様書の交付後、電子メールで交付するので、上記(1)の電子メールアドレス宛てに、特記仕様書を受領したこと及び閲覧用パスワードを申請する旨の電子メールを別途送信すること。

(3) 参加表明書等の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 令和 8 年 6 月 18 日午後 3 時まで (必着)

イ 提出場所及び提出方法 上記(1)の宛先に電子メールにより提出又は上記(1)の場所に持参若しくは郵送すること。

(4) 技術提案書の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間 令和 8 年 7 月 28 日午後 3 時まで (必着)

イ 提出場所及び提出方法 上記(1)の宛先に電子メールにより提出又は上記(1)の場所に持参若しくは郵送すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本標準時及び単位は計量法 (平成 4 年法律第 51 号) による。

(2) 契約保証金

納付 (保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店 (三菱 U F J 銀行新丸の内支店)) 。

ただし、利付国債の提供 (保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店 (三菱 U F J 銀行新丸の内支店)) 又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 手続において交渉を行う意図の有無

無

(4) 技術提案書のヒアリングの有無

有

- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口
上記5(1)に同じ
- (7) 詳細は参加表明書提出説明書による。